

訪問介護 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 事業所の所在地と提供できるサービスの地域・第三者評価の実施状況

事業所名	やすらぎ園ホームヘルプサービス
指定番号	訪問介護（千葉県1272000058号）
所在地	千葉県旭市イの3925番2
管理者の氏名	田辺 波津枝
電話番号	0479-63-9011
FAX番号	0479-64-0288
サービスを提供する地域	旭市
第三者評価の実施の有無	無

(2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	
管理者	業務の一元的な管理	1名
サービス提供責任者		1名以上
訪問介護員等	訪問介護の提供	3名以上

(3) 営業日及び営業時間

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとします。（日曜日、利用者の希望により行う）
- 二 営業時間 午前7時～午後9時まで。
- 三 上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(4) 訪問時間

	通常時間帯	早朝	夜間	深夜	備考
平日	8:00~18:00	7:00~8:00	18:00~21:00		
土・日・祭日	8:00~18:00	7:00~8:00	18:00~21:00		

3. サービスの内容

(1) 身体介護

① 食事介助

食事の介助で、全面介助、一部介助又は見守りを行います。配膳から下膳まで含まれます。

② 入浴介助

浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身等を行います。ただし、本人が全く自力で移

動できない場合等には、訪問入浴サービス等の他のサービスが必要です。

- ③ 排泄介助
おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行います。
- ④ 清拭
身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。
- ⑤ 体位交換
褥創の防止のために、一日何回か体位交換を行う際の介助を行います。
- ⑥ 着脱介助
衣類の着脱の介助を行います。利用者が自分で行えるように配慮しながら行います。
- ⑦ 整容介助
身繕いを介助します。整髪、美容、爪切り等が含まれます。

(2) 生活援助

- ① 買物
日用品や食料品など生活必需品の買物を行います。買物に伴う金銭管理には十分注意し、常に利用者の確認を得ながら行います。利用者宅から買物に出かけることが原則ですが、派遣時間との関係等により訪問前に買物を行う場合は、利用者やサービス提供責任者等と十分相談し、買物の内容や金銭管理について確認のうえ行います。
- ② 調理
利用者のための食事の調理、配膳、食後の片づけ、食品の管理を行います。利用者以外の家族等の食事の調理は提供できません。
- ③ 掃除
居室等の掃除、布団干し、日常生活用品等の整理整頓等を行います。居室等とは利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂等です。
- ④ 洗濯
日常的な衣類の洗濯、乾燥、洗濯物の取り込み整理、小物のアイロンがけのほか、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など、専門的技術が必要なく、短時間でできる範囲内の補修です。
- ⑤ 衣類の入れ替え
季節の変わり目における衣類の入れ替え、寝具の交換等を行います。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 基本料金

① 身体介護

訪問時間	時間帯	料金	自己負担（1割）
20分未満	昼間	1,630円	163円
20分以上30分未満	昼間	2,440円	244円
30分以上1時間未満	昼間	3,870円	387円
1時間以上1時間30分未満	昼間	5,670円	567円
以降30分を増すごとに追加	昼間	820円	82円

②生活援助

訪問時間	時間帯	料金	自己負担（1割）
20分以上45分未満	昼間	1,790円	179円
45分以上	昼間	2,200円	220円

③身体介護に引き続き生活援助を行った場合（追加料金）

訪問時間	時間帯	料金	自己負担（1割）
生活援助20分以上45分未満	昼間	650円	65円
生活援助45分以上70分未満	昼間	1,300円	130円
生活援助70分以上	昼間	1,950円	195円

※早朝・夜間は基本料金が25%増しとなります。

※ア. 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の居住者にサービスを行う場合は基本料金が10%減算となります。

また、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物の居住者のサービス利用者が50人以上いる場合は基本料金が15%減算となります。

イ. 上記以外の建物に居住する利用者を訪問する場合、当該建物に居住する利用者が20人以上いる場合は基本料金が10%減算となります。

(2) 加算料金

項目	料金	自己負担（1割）
初回加算	2,000円	200円
生活機能向上加算（Ⅰ）	1,000円	100円
生活機能向上加算（Ⅱ）	2,000円	200円
口腔連携強化加算	500円	50円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	30円	日額 3円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	40円	日額 4円
緊急時訪問介護加算	1,000円	100円

特定事業所加算（Ⅰ）	基本料金の20%	} 加算される場合はいずれか一つとなります。
特定事業所加算（Ⅱ）	基本料金の10%	
特定事業所加算（Ⅲ）	基本料金の10%	
特定事業所加算（Ⅳ）	基本料金の3%	
特定事業所加算（Ⅴ）	基本料金の3%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数の24.5%	} 加算される場合はいずれか一つとなります。
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	総単位数の22.4%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	総単位数の18.2%	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	総単位数の14.5%	
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1/100
業務継続計画未策定減算		-1/100

*償還払いの場合は、一旦あなたが介護報酬全額を支払い、その後領収書を添付して後日市町村窓口にて請求すると還付が受けられます。

*介護保険の自己負担額は所得により各利用者の負担割合に応じた額となります。

*利用料及び加算料金については法律の改定により変更されますのでご了承ください。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、ご連絡ください（連絡先 電話0479-63-9011）

ご利用の1時間前までにご連絡がなかった場合 当該基本料金の 10%

(4) その他の費用

①交通費

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、

片道 30km未満 無料

片道 30km以上 500円

②訪問時の必要物品は各ご家庭で用意していただきます。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ②事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。
- ③従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策・業務継続に向けた取組の強化

①事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、防災に努めるとともに、災害に備えて研修、訓練等を行います。また、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、従業員等の訓練を行います。

②感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。

7. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取組を徹底するため、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え、訓練の実施等を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会の開催、指針の整備等、必要な体制を整えるとともに、担当者を設置し、従業者に対し研修を定期的実施すること等の措置を講ずるよう努めます。

14. 地域との連携

①地域包括支援センター等との連携に努めます。

②高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めます。

15. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：林 宏美（介護支援専門員）

ご利用時間 月～土曜日 午前9時～午後6時まで

ご利用方法 電話 0479-63-9011

※公的機関においても、次の機関において苦情申出ができます。

旭市高齢者福祉課

千葉県旭市ニの1920

電話番号：0479-62-5308

FAX番号：0479-62-2170

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地：千葉市稲毛区天台6-4-3

電話番号：043-254-7428

FAX番号：043-254-7409

受付時間：午前9時～午後5時（土日、祝日を除く）

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

主治医	氏名	
-----	----	--

	連絡先			
ご家族	氏名		続柄	
	連絡先			

16. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害について、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

17. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 旭福社会
代表者役職・氏名	理事長 田 邊 信 行
所在地・電話番号	千葉県旭市イの3925番2 0479-63-9011

定款の目的に定められた事業

- 1 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
 - (ロ) 軽費老人ホームの経営
- 2 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営
 - (ロ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ハ) 老人居宅等事業の経営
 - (ニ) 認知症対応型共同生活援助事業の経営
- 3 公益を目的とする事業
 - (1) 居宅介護支援の事業
 - (2) 地域支援の事業
 - (3) 歯科診療所の事業
 - (4) 介護員養成研修の事業
 - (5) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - (6) 地域包括支援センターの事業
 - (7) 千葉県留学生受入プログラムに関する事業

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防訪問介護相当サービス重要事項説明書

2. 事業の目的と運営方針

要支援・事業対象者（以下「要支援等」という）の状態にある方に対し、適正な介護予防訪問介護相当サービスを提供することにより要支援等の状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 事業所の所在地と提供できるサービスの地域・第三者評価の実施状況

事業所名	やすらぎ園ホームヘルプサービス
指定番号	1272000058号
所在地	千葉県旭市イの3925番2
管理者の氏名	田辺 波津枝
電話番号	0479-63-9011
FAX番号	0479-64-0288
サービスを提供する地域	旭市
第三者評価の実施の有無	無

(2) 事業所の従業者体制

	職務の内容	
管理者	業務の一元的な管理	1名
サービス提供責任者		1名以上
訪問介護員等	介護予防・日常生活支援 総合事業訪問介護の提供	3名以上

(3) 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとします。(日曜日、利用者の希望により行う)
- 二 営業時間 午前7時～午後9時まで。
- 三 上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(4) 訪問時間

	通常時間帯	早朝	夜間	深夜	備考
平日	8:00~18:00	7:00~8:00	18:00~21:00		
土・日・祭日	8:00~18:00	7:00~8:00	18:00~21:00		

3. サービスの内容

- ①生活全般にわたる支援（入浴、排泄、食事等）
- ②機能訓練
- ③口腔機能向上訓練
- ④栄養改善相談及び指導
- ⑤健康状態の確認

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該介護予防訪問介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 基本料金

1か月につき

項目	対象	基本料金	自己負担 (1割)
訪問型サービスⅠ(独自サービス) 週1回程度の利用が必要な場合	事業対象者 要支援1. 2	11,760円	1,176円
訪問型サービスⅡ(独自サービス) 週2回程度の利用が必要な場合	事業対象者 要支援1. 2	23,490円	2,349円
訪問型サービスⅢ(独自サービス) (Ⅱ)を超える利用が必要な場合	要支援2	37,270円	3,727円

※事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の居住者にサービスを行う場合は基本料金が10%減算となります。

また、上記以外の建物に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する利用者が20人以上いる場合は基本料金が10%減算となります。

(2) 加算料金

項目	基本料金	自己負担 (1割)
初回加算	2,000円	200円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,000円	100円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000円	200円
口腔連携強化加算	500円	50円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	1か月の総単位数に24.5%を掛けて算出します	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	1か月の総単位数に22.4%を掛けて算出します	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	1か月の総単位数に18.2%を掛けて算出します	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	1ヶ月の総単位数に14.5%を掛けて算出します	
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100	
業務継続計画未策定減算	-1/100	

※償還払いの場合は、一旦あなたが介護報酬全額を支払い、その後領収書を添付して後日市町村窓口にて請求すると還付が受けられます。

※介護保険の自己負担額は所得により各利用者の負担割合に応じた額となります。

※利用料及び加算・減算料金については旭市の改定により変更されますのでご了承ください。

(3) キャンセル料

毎回事前の連絡なく暦月1月内に1度もご利用がなかった場合は当該基本料金の10%の料金を頂きますキャンセルが必要となった場合はご利用時間の1時間前までにご連絡ください。(毎回1時間前までにご連絡がない場合はキャンセル料を頂きます。)

(連絡先 電話0479-63-9011)

(4) その他の費用

①交通費

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、

片道	30km未満	無料
片道	30km以上	500円

②訪問時の必要物品は各ご家庭で用意していただきます。

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ②事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。
- ③従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策・業務継続に向けた取組の強化

①事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、防災に努めるとともに、災害に備えて研修、訓練等を行います。また、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、従業員等の訓練を行います。

②感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等を行います。

7. 感染症対策の強化

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みを徹底するため、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施に加え、訓練の実施等を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

1 1. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1 2. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 3. 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会の開催、指針の整備等、必要な体制を整えるとともに、担当者を設置し、従業者に対し研修を定期的実施すること等の措置を講ずるよう努めます。

1 4. 地域との連携

①地域包括支援センター等との連携に努めます。

②高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めます。

1 5. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者：林 宏美（介護支援専門員）

ご利用時間 月～土曜日 午前9時～午後6時まで

ご利用方法 電話 0479-63-9011

※公的機関においても、次の機関において苦情申出ができます。

旭市高齢者福祉課

千葉県旭市ニの1920

電話番号：0479-62-5308

FAX番号：0479-62-2170

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課

所在地：千葉市稲毛区天台6-4-3

電話番号：043-254-7428

FAX番号：043-254-7409

受付時間：午前9時～午後5時（土日、祝日を除く）

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

主治医	氏名			
	連絡先			
ご家族	氏名		続柄	
	連絡先			

16. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害について、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

17. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 旭福社会
代表者役職・氏名	理事長 田 邊 信 行
所在地・電話番号	千葉県旭市イの3925番2 0479-63-9011

定款の目的に定められた事業

- 1 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
 - (ロ) 軽費老人ホームの経営
- 2 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営
 - (ロ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ハ) 老人居宅等事業の経営
 - (ニ) 認知症対応型共同生活援助事業の経営
- 3 公益を目的とする事業
 - (1) 居宅介護支援の事業
 - (2) 地域支援の事業
 - (3) 歯科診療所の事業
 - (4) 介護員養成研修の事業
 - (5) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - (6) 地域包括支援センターの事業
 - (7) 千葉県留学生受入プログラムに関する事業